

# 滋賀短期大学GPA制度に関する要綱

平成29年7月6日 制定

(中間の改正省略)

令和2年3月2日 改正

(目的)

**第1条** この要綱は、滋賀短期大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度について必要な事項を定め、教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、きめ細やかな履修指導、学習支援等に資することを目的とする。

(評価等)

**第2条** 学生が履修した授業科目の成績の評語及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

| 区分  | 成績の評語 | GP | 成績評価基準                              | 点数           |
|-----|-------|----|-------------------------------------|--------------|
| 合格  | 秀     | 4  | 所期の学習目標を完全に達成しているか、または傑出した水準に達している。 | 90点以上100点まで  |
|     | 優     | 3  | 所期の学習目標をほぼ完全に達成している。                | 80点以上 89 点まで |
|     | 良     | 2  | 問題はあるが、所期の学習目標を相応に達成している。           | 70点以上 79 点まで |
|     | 可     | 1  | 所期の学習目標の最低限は満たしている。                 | 60点以上 69点まで  |
| 不合格 | 不可    | 0  | 単位を与えるためにはさらに勉学が必要である。              | 59点以下 0 点まで  |

(GPAの算出)

**第3条** 各学期のGPA（以下「学期GPA」という。）及び累積のGPA（以下「累積GPA」という。）は、次の式により算出するものとし、小数点第4位以下を切り捨てる。

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期の履修科目の総単位数}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{全学期の履修科目の総単位数}}$$

(対象授業科目等)

**第4条** 各学科で開講する授業科目のうち、卒業要件に算入できるすべての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

**2** 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

- (1) 可否等により判定する授業科目
- (2) 入学及び編入学前に修得し、単位認定された授業科目
- (3) 他大学等で履修し、単位認定された授業科目（単位互換協定に基づく授業科目を含む。）
- (4) 大学以外の教育施設等において学修し、単位認定された授業科目

(5) 履修登録取消の手続きを行った授業科目

(6) その他学科ごとに別に定める授業科目

(履修登録取消制度)

**第5条** GPAの対象授業科目について、履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修取消期間内に限り、履修登録を取り消すことができるものとする。

**2** 履修取消期間内に取消手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価及びGPAの算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格となる。

**3** 第1項の規定にかかわらず、履修登録を取り消すことができない授業科目については、必要に応じて学科ごとに別に定める。

**4** 第1項の規定にかかわらず、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で学生から履修取消申請のあった授業科目については、履修取消期間以降においても履修を取り消すことができるものとする。

(再履修)

**第6条** 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価及び単位数をGPAの算定に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数をGPAの算定から除外するものとする。

**2** 前項の規定にかかわらず、過去に得た不合格の評価及び単位数がGPAの算定から除外されない授業科目については、必要に応じて学科ごとに別に定めることができる。

(成績証明書への記載)

**第7条** 毎学期の成績発表日に累積GPA及び学期GPAを通知する。

**2** 累積GPAは、成績証明書に記載する。

(授業科目間の成績評価基準の平準化)

**第8条** 各授業科目の算出GPAが2.0～3.0の範囲に入るように努める。

**2** 設定されたGPAの範囲を大きく超える場合には、受講学生の様子、指導のレベル、必修科目かどうかなどを勘案し、教授内容の調整を図ることとする。

(GPAの活用)

**第9条** 各学科においては、GPAを教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。

(退学勧告)

**第10条** 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、第3条に定める学期GPAが前学期1.0未満の学生には、学科長が嚴重注意を行う。

**2** 第3条に定める学期GPAが2学期連続して1.0未満の学生には、卒業見込みの可能性があると判断される場合を除き、学長が退学を勧告する。

(雑則)

**第11条** この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに必要な事項は、教務を担当する学長補佐が別に定める。